

# 上越地域医療センター病院医業未収金回収業務に係るプロポーザル実施要領

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

上越地域医療センター病院医業未収金回収業務

### (2) 目的

本業務は、医業未収金徴収対策の一環として、民間事業者が有するノウハウを積極的に活用することにより、負担の公平確保及び医業未収金の縮減を図ることを目的とし、弁護士事務所又は弁護士法人に委託するものである。

### (3) 業務内容

診療費（患者負担分）等に係る未収金の債権管理及び回収業務。

詳細については、別添「上越地域医療センター病院医業未収金回収業務委託仕様書」のとおり。

### (4) 委託期間

業務委託期間は契約を締結した日から令和9年3月31日までとし、契約期間満了後は、随意契約により1年間ごとの更新を可能とするが、契約を更新しない場合は、契約期間満了の3ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

又、次年度の予算措置ができない場合は、上記手続きを経ることなく契約更新は行わないこととする。

### (5) 契約額

本業務は、訴訟等法的手続きに依らず回収した未収金の回収実績に応じた成功報酬率とする。（詳細は仕様書のとおり。）

## 2. 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 上越市の市税の納税義務を有するものにあつては、当該市税の未納がない者であること。

## 3. プロポーザル等の日程

・公募開始：2026年（令和8年）3月9日（月）

・参加申込書提出締切：2026年（令和8年）3月23日（月）

- ・質問期間：参加申込書等を当院が收受した日から2026年（令和8年）3月27日（金）
- ・質問回答期限：2026年（令和8年）4月3日（金）
- ・提案書受付締切：2026年（令和8年）4月10日（金）
- ・プレゼンテーション：2026年（令和8年）4月20日（月）
- ・選考結果通知：2026年（令和8年）4月24日（金）

#### 4. 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

##### (1) 参加申込提出資料

- ア. 参加申込書（別紙様式1） 1部
  - イ. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1部
  - ウ. 納税証明書 1部
    - \* 納期限の到来した国税、地方税を納付していることが確認できる書類（直近1年間）
  - エ. 経営状況のわかるもの（決算書等、直近2年分）
  - オ. 事務所等の概要を紹介した冊子
  - カ. 医療機関での医業未収金回収事務の実績が確認できる書類
  - キ. 個人情報保護や情報流出防止、守秘義務遵守に係る方針及び具体的な取組等が確認できる書類（プライバシーマークやISMS等の取得状況を確認できる書類や個人情報保護ガイドライン等）
    - \* 前述のウ～キの書類は、写しでも可とします。
    - \* 前述のイ、ウの書類は、参加申込日から3ヶ月以内に発行したものを提出してください。
- 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール

##### (2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、3月31日までに提案資格の確認結果の通知を書面（別紙様式2）で行う。

#### 5. 実施要領内容についての質問の受け付け及び回答

- (1) 質問の受付期限：令和8年3月27日（金）17時
  - 受付場所：11. 問い合わせ先と同じ
  - 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式任意）
- (2) 質問の回答期日：令和8年4月3日（金）
  - 回答先：上記5により申込みのあった全参加者

#### 6. 企画提案書の作成要領

##### (1) 提出書類

- ア. 別紙様式3「企画提案書」 1部
- (ア) 「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。
  - ① 業務実施方針
    - ・基本的な取組姿勢
  - ② 実施計画
    - ・業務フロー
    - ・業務実施スケジュール
  - ③ 実施体制
    - ・体制（業務実施予定人数、責任者及び指揮命令連絡体制、トラブル発生時の体制等）

- ・専門性、能力（業務従事予定者の資格、実績等）
- ・業務実施場所の拠点、設備等
- ・債権回収の成果（直近1年の金額ベース回収率、件数ベース回収率）
- ・個人情報保護、取扱方法等のコンプライアンス体制、研修等の実施状況

#### ④ 業務の実施方法

- ・催告（文書、電話、訪問）の方法、手順等
- ・支払方法等の相談業務の方法、手順等
- ・集金及び入金業務の方法、手順等
- ・病院への報告及び連絡事務の方法、手順等
- ・調査業務の手順及び方法の実効性

#### ⑤ 本業務委託に係る成功報酬率及び成功報酬額の計算方法

#### ⑥ その他

- ・その他、本業務の効果を高めるための具体的な提案等
- ・訴訟等法的手続きを行う場合の業務・支援内容、訴訟等法的手続き実施時の費用

(イ) 企画提案書は、A4版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「未収金回収業務委託企画提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ. 別紙様式4「会社概要」 1部

ウ. 別紙様式5「類似業務実績一覧表」 1部

エ. 見積書 1部 見積の総額及び内訳について、作成すること。（様式任意）

(2) 提出期限等：令和8年4月10日（金）17時

提出先：11. 問合せ先に同じ

方法：持参、郵送、又は電子メール

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 7. プレゼンテーションの実施

提案者は、4月20日に開催する選定委員会において、プレゼンテーションを実施するものとする。ただし、選定委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行うことがある。

なお、詳細については別途通知する。

## 8. 審査要領

(1) 審査方法

ア. 選定の審査を厳正かつ公正に行うため、未収金回収業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施して受託候補者を選定する。

イ. 審査は、事業者によるプレゼンテーションをもとに行う。

ウ. プレゼンテーションは、令和8年4月20日（月）に予定しており、詳細については別途通知する。

エ. 出席者は3人以内（共同提案の場合は全構成事業者を合わせて5人以内）とし、この業務を担当する

予定の管理責任者 1 人及び主担当者 1 人は必ず出席すること。

オ. 実施時間は、提案する各事業者（共同提案を含む。）につき、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とすること。

カ. プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めない。

キ. プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

ク. (2) に定める評価基準に基づき、選定委員会が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

## (2) 評価基準

別紙「**上越地域医療センター病院医業未収金回収業務委託 公募型プロポーザル審査評価基準表**」のとおり。

## (3) 受託候補者特定方法

受託候補者特定方法は、各委員の採点結果の合計点を評価する方式（得点方式）及び各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用する。

ア. 受託候補者は、得点方式により全委員の合計点の平均（又は全委員の各々の合計点）が 100 点満点中 60 点以上の評価があったものの中から選ぶ。

イ. 得点方式で得点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を、受託候補者とする。

ウ. イにより両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員の多数決により受託候補者を選定する。

## 9. 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

## 10. 契約の締結

病院は、選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。契約保証金は免除する。（契約書の作成要）

ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 11. 担当課（問合せ先）

〒943-8531 新潟県上越市南高田町 6 番 9 号

上越地域医療センター病院 総務課会計係 担当：甲村

電話番号 025-523-2131

F A X 番号 025-522-3377

E-Mail k.koumura@j-icen.or.jp

## 12. その他の留意事項

(1) 企画提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は提出者負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

(3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例および一般財団法人上越市地域医療機構情報公開規程に基づき取り扱うこととする。

- (4) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式6「参加申込辞退書」を提出すること。
- (7) 失格事項
  - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
  - ア. 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
  - イ. 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
  - ウ. 期限後に企画提案書を提出した者